

資料 3

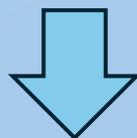
施設運営上の留意事項について

1. 居宅サービス計画書第6表（サービス利用票）の取り扱い

改正の背景

令和3年度介護保険制度改正

「説明」や「同意」などの書面で行うことが規定又は想定されているものについては、書面に代えて「電磁的方法」によることができる。



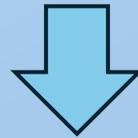
従来の署名・押印の取扱いに**加え**、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認する取扱いを可とするもの。

1. 居宅サービス計画書第6表（サービス利用票）の取り扱い

居宅サービス計画書記載要領

「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。



同意等を省略できるものではない。

1. 居宅サービス計画書第6表（サービス利用票）の取り扱い

同意の手段

○書面の場合
欄外に署名または押印

○電磁的方法の場合
メール、電子署名など

口頭で同意を得たことを支援経過記録に
記載するだけでは不十分

2. 重要事項等のウェブサイト掲示

事業所内での書面掲示に加え、原則としてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイト（ホームページ又は情報公表システム上等）に掲載・公表しなければなりません。

介護サービス情報公表システム 操作ヘルプ

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/?action_houkoku_static_help=true

操作マニュアルP38 「事業所の特色」の記載

3. 虐待防止委員会の実施頻度

令和6年度改正にて高齢者虐待防止の推進が義務化され、その取り組みの一つとして、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に実施することとなっています。

「定期的」とは？

少なくとも年に1回実施すること。

3. 虐待防止委員会の実施頻度

年の区切り

各事業所の実態に応じて設定してください。

(例)

- 暦年… 1月1日～12月31日
- 年度… 4月1日～3月31日
- その他…事業所の開設日から1年 事業実施計画で定めている1年

一度設定した区切りは、原則として毎年同一の期間で継続して運用してください。

1. 事故報告書の提出基準

ア サービス提供によるケガ等

医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬や処置等何らかの治療が必要となったもの。

イ 食中毒および感染症、結核の発生

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類・2類・3類に該当するもの。その他、集団感染が発生したもの。

1. 事故報告書の提出基準

(集団感染の基準)

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

新型コロナウイルスも集団感染の場合に提出が必要になります。

1. 事故報告書の提出基準

**ウ サービス提供に従事する者の法令違反、不祥事などの発生
送迎時の交通事故、個人情報の紛失など。**

エ その他

誤薬・落薬、家族に連絡することが適切であると判断されるもの。

2. 業務管理体制の届出

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届ける必要があります。

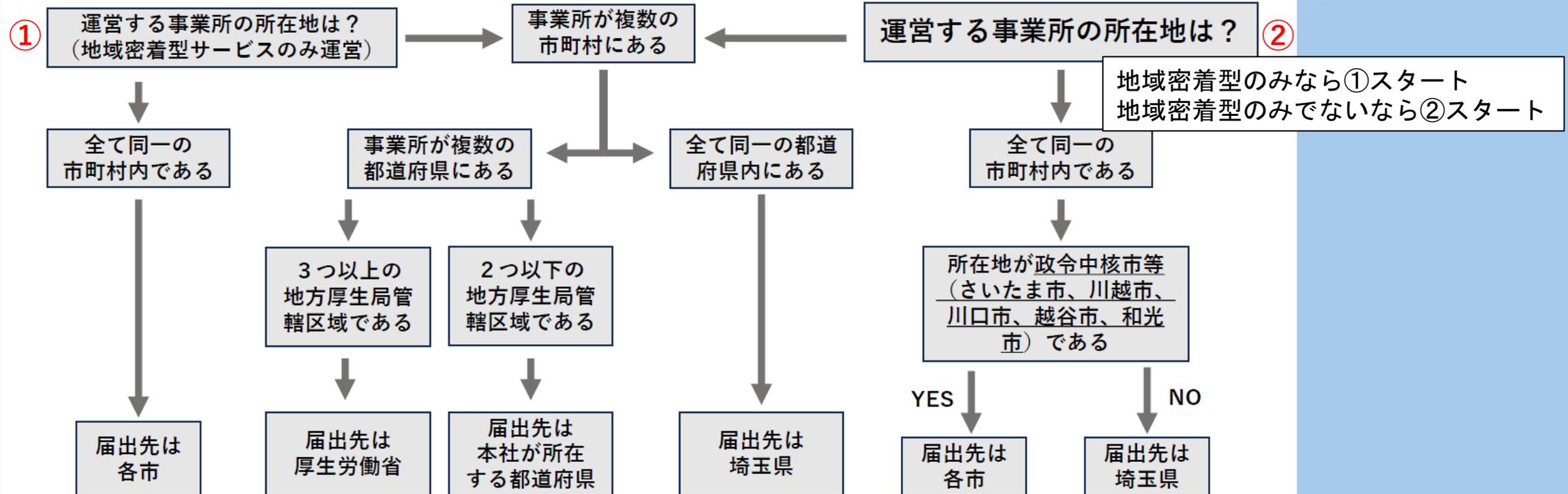
事業者が整備等する業務管理体制の内容

指定を受けている事業所の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査の定期的な実施
20未満	○	-	-
20以上100未満	○	○	-
100以上	○	○	○

介護予防及び介護予防支援事業所の指定も1事業所としてカウント
総合事業における介護予防・生活支援サービス事業はカウントしない

2. 業務管理体制の届出

事業者が整備等する業務管理体制の内容



埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/gyoumukanri-taisei.html>

3. 避難確保計画及び訓練実施結果報告書の作成

久喜市地域防災計画により要配慮者利用施設として位置付けられている施設および事業所は、法令により水害時等に対する避難確保計画の作成および避難訓練の実施、報告が義務付けられています。すでに計画を策定している場合、適宜見直しを行ってください。

避難確保計画の作成及び見直し

計画書を作成・変更した場合にはチェックリストとともに介護保険課に提出。

3. 避難確保計画及び訓練実施結果報告書の作成

避難確保計画に基づいた訓練の実施

年に1回以上実施し、訓練実施結果報告書を介護保険課に提出。

国土交通省ホームページ

チェックリスト及び訓練実施結果報告書様式

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html> -

4. 久喜市役所の受付時間の変更

令和7年7月7日から市役所の窓口開庁時間・電話受付時間を8時45分～16時30分に変更しました。各事業所にて、重要事項説明書等での苦情相談窓口への記載内容の変更をお願いいたします。

久喜市役所福祉部介護保険課
(受付時間) 8時45分から16時30分

部署の記載誤りにもご注意ください。